

## 企画競争実施の公示

令和5年2月6日  
法務省大臣官房国際課

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

#### (1) 委託業務名

日ASEAN特別法務大臣会合及びG7司法大臣会合運営支援業務

#### (2) 業務内容

本件業務では、令和5年7月6日及び同月7日に開催予定の「日ASEAN特別法務大臣会合」及び「G7司法大臣会合」を円滑に実施するために、これらの会合の開催に係る支援全般を行う。

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和5年10月31日（火）まで

### 2 参加資格

本業務の受注者は、以下に掲げる要件の全てを満たしていることを要する。

#### (1) 受注資格

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

エ 法務省及び他の省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。また、過去の公共調達における指名停止措置の対象となるような行為について進行中の調査又は捜査を受けていない者であること（再委託先がある場合、これも同様とする）。

#### (2) 実績

本業務と同等以上の規模の業務を行った実績を有していること。

#### (3) 情報提供

資本関係・役員等の情報及び本業務を実施する作業要員の所属・専門性・実績・国籍等に関する情報を提供できること。

### 3 契約候補者の選定方法

本業務の契約候補者は、企画競争参加審査に合格した者の中から選定する。

選定に当たっては、企画提案書に記載された内容のほか、企画提案会におけるプレゼンテーション及び質疑応答結果を加味し、提案審査表に沿って同提案書の審査を行い、その審査点が最も高い者を候補者とする。

### 4 手続等

#### (1) 担当者等

法務省大臣官房国際課日ASEAN・G7大臣会合準備室(担当:立川、永石、北爪)

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館

電話番号 03-3580-4111 (代表)

内線番号 4469

メールアドレス MOJ-Itn-Conference2@i.moj.go.jp

m.tatsukawa.gsg@i.moj.go.jp

s.nagaishi.uf2@i.moj.go.jp

k.kitazume.pbh@i.moj.go.jp

#### (2) 企画競争説明書及び業務要領の配布

上記(1)の担当において、令和5年2月6日(月)から令和5年2月28日(火)まで行う。

なお、電子データでの送付を希望する場合は、その旨を上記担当者に電子メールにより送信の上、電話でメールの到着を確認すること。

#### (3) 企画競争説明会の開催

企画競争説明会を開催し、本業務に関する企画競争説明書及び業務要領について、説明を行う。

##### ア 開催日時

令和5年2月15日(水) 午前10時

##### イ 開催場所

法務省共用会議室12

##### ウ 申込方法

参加希望者は、令和5年2月14日(火)午後3時までに、担当者宛てに電子メールにて、参加者の氏名を明らかにした上で申込みを行うとともに、電話でメールの到着を確認すること。

なお、そのメールの件名は「日ASEAN特別法務大臣会合及びG7司法大臣会合運営支援業務 企画競争説明会参加希望」とすること。

#### (4) 企画競争提案書等の提出

ア 提出期限

令和5年3月1日（水）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵便（提出期限内必着）によること。

なお、郵送で書類を提出する場合は、封筒に「『日ASEAN特別法務大臣会合及びG7司法大臣会合運営支援業務に関する企画提案書』在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残る方法により送付すること。

(5) 企画提案会の開催

企画提案書の内容に対する理解を深めるため、企画提案会を開催し、提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 日程

令和5年3月3日（金）を予定している。

詳細については、別途連絡する。

イ プレゼンテーションの実施者及び質疑応答者

プレゼンテーションの実施者及び質疑応答者は、原則として業務を請け負った場合にプロジェクトマネージャーの役割を担うことを予定している者が務めること。

ウ 配付資料の作成

企画提案会の当日は、企画提案書の要点をまとめたサマリー（15ページ以内）を13部準備し、配付すること。

(6) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成、企画提案会への参加等、企画提案を行うために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

5 企画提案書の無効

上記2の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書又は企画競争説明書に従った内容でない企画提案書は無効とする。

6 その他

その他の詳細は、企画競争説明書及び業務要領による。